

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 12 日

関係労働局（※）職業安定部長 殿

※岐阜、京都、兵庫、鳥取、岡山、広島、愛媛、高知

厚生労働省職業安定局

雇用開発部高齢者雇用対策課長補佐

平成 30 年 7 月豪雨による災害を踏まえた平成 30 年高年齢者雇用状況報告の
扱いについて

平成 30 年高年齢者雇用状況報告については、平成 30 年 4 月 20 日付け職雇高
発 0420 第 1 号「平成 30 年高年齢者雇用状況報告に係る留意事項等について」
（以下「課長内かん」という。）で実施方法、スケジュール等を示していますが、
平成 30 年 7 月豪雨による災害を踏まえ、下記のとおりとしますので、適切に実
施していただきますようお願いいたします。

記

1 未提出の事業主への催促について

課長内かん 1（1）において、「未提出の事業主への催促は平成 30 年 7 月
18 日（水）から始めること。」としているが、平成 30 年 7 月豪雨による災害
を踏まえ、災害救助法が適用されている地域（別紙参照。最新の適用状況は
以下の URL を確認すること。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html）において
は、原則として催促を当面の間保留すること（ただし、通常営業が確認でき
ている事業所において、事業主等が来所した際に確認を行うなどの個別の対
応を妨げるものではない。）。

催促の保留解除については、被災地の状況や報告の提出状況等を踏まえ、追
って通知することとする。

2 本省への提出期限について

本省への提出については、課長内かん2（2）において、「平成30年8月24日（金）までに61報告システムに登録すること。」、また、「期限までに登録することができない見込みとなった場合には雇用指導係に相談すること。」としているところであるが、この提出期限についても、被災地の状況や報告の提出状況等を踏まえ、追って通知する。

担当

厚生労働省職業安定局雇用開発部

高齢者雇用対策課 日原、原

03-5253-1111（内線5823）